

知財アレルギーへの レクイエム

the requiem for people with an allergy to intellectual property



Lesson 3 : パブリシティ権(3)

中川 浄宗

8. 第1類型の侵害否定事例

 皆さんこんにちは。少しずつ秋の気配が漂ってきました。知的財産の「永遠の吟遊詩人(!)」こと弁理士の中川^{きまむね}浄宗です。

2013年7月号の本稿では、「パブリシティ権」をめぐる平成期に生じた紛争までをお話しました。

今回は、パブリシティ権の侵害が認められなかったケースを紹介して、最後に最高裁判所の判決「ピンク・レディー事件」以降のこの権利の展開についてレッスンしていきます。

 アレ？ 中川先生、^{のりお}法雄さんがまた来てないみたいです。

前回、先生がレッスンの最後で法雄さんはペ・ヨンジュンさんの「顧客吸引力」を利用しているからトラブルになるかもって脅かすからですよ！

①「キング・クリムゾン事件」

 まあ、今回もそのうちひょっこり現れるでしょう。

ところで、^{ちあき}知明さんは、パブリシティ権を侵害する「3類型」の第1類型が何だったか覚えていますか？

 モチロンですよ！ 第1類型は有名人の肖像などそれ自体を独立して観賞の対象となる商品として使用した場合（例：プロマイド、写真集）でしたよね。

 そのとおりです。第1類型の事例には、有名人に関する出版物をめぐる紛争が多いですね。

まず、東京高等裁判所の平成11年2月24日の判決「キング・クリムゾン事件」を紹介しましょう。

 (ひょっこり) キング・クリムゾンは、1960年代の末から80年代にかけて活躍したイギリスを代表する世界的に有名なロック・グループですよ。私も昔大ファンで……。

 法雄さんはプログレ好きだったんですね。それじゃ本題。

本件は、キング・クリムゾンのリーダーを務める原告Aさんが、キング・クリムゾンに関する書籍を無断で出版した被告B社らに対して、パブリシティ権の侵害による被告書籍の販売などの差止請求および損害賠償請求を行った事案です。

 先生、被告書籍は、「キング・クリムゾン」をタイトルとして、Aさんも写っているロック・グループの肖像写真およびレコードなどのジャケット写真を掲載しています。

 本判決は、このような被告書籍について、まず、タイトルは被告書籍が対象としている音楽家を表す記述にすぎないとしています。

また、このロック・グループの肖像写真は、その掲載枚数がわずかであって、全体としてみれば被告書籍に占める質的な割合は低く、Aさんとキング・クリムゾンの紹介として掲載されただけであると指摘しています。

そして、レコードなどのジャケット写真も、レコードなどを視覚的に表示するものであって、作品の解説などと合わせてレコードなどを読者に紹介し、強く印象づける目的で使用されているにすぎないと述べています。

結論として、被告書籍の出版は、Aさんの顧客吸引力の利用を目的とするものではないとして、Aさんの請求をいずれも認めませんでした。

②「中田英寿事件」

 次に、東京地方裁判所の平成12年2月29日の判決「中田英寿事件」を紹介しましょう。

本件は、サッカー選手であるCさんが、Cさんに関する書籍を無断で出版した被告D社に対してパブリシティ権の侵害などによる差止請求および損害賠償請求を行った事案です。

 先生、被告書籍は、「中田英寿 日本をフランスに導いた男」をタイトルとして、Cさんの出生からワールドカップ出場に至るまでの半生について、サッカーとの関わりを中心にいろんな私生活上のエピソードを交えながら描くもので、Cさんの肖像を撮影した22枚の写真を本文および表紙などに掲載しています。

 本判決は、このような被告書籍について、まず、その中心となる部分は、あくまでもCさんの親族や級友などの関係者に対するインタビューその他の取材活動に基づいて、Cさんの生い立ちや言動などが記述されている文章であるとしています。

そして、本文中に掲載されたCさんの写真は、本文で触れられた時期のものであり、本文を補うために用いられたにすぎず、また表紙などに掲載されているCさんの写真や氏名も被告書籍全体としてみればわずかな部分にすぎないと述べ、結論としては、パブリシティ権の侵害を否定しています。

 しかし先生、私も出生時の状況や、(恥ずかしすぎる)学校の成績などは、あんまり他人には知られたくないですなあ。こんなことを勝手に公表されたヒデが気の毒ですね。

 法雄さんのおっしゃることはもっともです。

本判決も、パブリシティ権の侵害は認めませんでした。プライバシー権の侵害による差止請求および損害賠償請求を認めています。

③「アットブカ事件」

 最後に、東京地方裁判所の平成17年8月31日の判決「アットブカ事件」を紹介しましょう。

本件は、芸能人である原告Eさんらが、自らの写真などを無断で掲載した雑誌を出版した被告F社らに対して、パブリシティ権などの侵害に基づく損害賠償請求を行った事案です。

 先生、一例として、Eさんに関する被告雑誌における取り扱いですが、「続報！E子『幻のヘアヌード騒動』」のタイトルで、Eさんのヘアヌード写真集がトラブルのため出版できないことを報じる記事と、Eさんの上半身を撮影した目線の入っている縦13cm×横5cmの写真が掲載されていますね。

 前回に続き(このテの雑誌は)よく見えていますね、法雄さん。

本判決は、まず、有名人に関する情報を発信する行為について損害賠償請

求などができるのは、名誉毀損などの不法行為に該当する場合、あるいは人格権を侵害する場合などの付加的な要件が必要であるとしています。

そして、有名人の芸能活動を紹介する記事などにその有名人の写真などが掲載されたとしても、それだけでパブリシティ権が侵害されたということとはできないと述べています。

そのうえで、本件のEさんの写真は、Eさんに関する記事に添付されたものにすぎず、写真の大きさも記事に必要な範囲を超えるものではないから、この写真の掲載はEさんの顧客吸引力の利用を目的とするものではないとして、結論としてはEさんのパブリシティ権の侵害を否定しています。

 エェッ!? 本件は、前回紹介していただいたパブリシティ権の侵害を認めた「ブカスペシャル7事件」にそっくりなのに、何で反対の結論になっちゃったんですか?

④ まとめ

 じゃえっ!? 知明さん、なかなかスルドい質問ですね。

「ピンク・レディー事件」を思い出してみましょう。肖像などに顧客吸引力を有する者は、社会の注目を集めるなどして、その肖像などを時事報道などに使用されることもあるから、その使用を正当な表現行為などとして我慢しなければならない場合もあると最高裁判所は述べていました。



そうすると、有名人に関する出版物を本人に無断で出版したからといって、直ちにパブリシティ権を侵害することにはならないということですなあ。



法雄さんのおっしゃるとおりです。有名人に関する出版物についていえば、前回紹介した「ペ・ヨンジュン事件」のように有名人の肖像などが主体的に利用されている場合、つまり写真集のようなものはパブリシティ権の侵害になるといえます。

一方、「ピンク・レディー事件」のように有名人の肖像などが付随的に利用されているにすぎない場合、つまり雑誌記事に添えられている写真のようなものは、一般的にパブリシティ権の侵害にはならないといえます。

よって、どちらかといえば、「ブブカスペシャル7事件」は主体的な利用であって、「アットブカ事件」は付随的な利用であるといえるでしょう。

9. 第2類型の侵害否定事例



続いて、第2類型でパブリシティ権の侵害を否定した事例として、東京地方裁判所の平成17年6月14日の判決「矢沢永吉事件」を紹介しましょう。



オッ、永ちゃん！？ 実は私、キャロルのころからの大ファンなんですよ！ 先生、聴いてください。「♪君はFunky Monkey……」



オット、法雄さんストップ！！ それ以上歌うとJASRACから楽曲の使用許諾料の請求が来るかもしれませんよ（冗談だけど♪Baby！）。

ところで、知明さんは第2類型が何だったか覚えていますか？



え〜と、第2類型は商品などの差別化を図る目的で有名人の肖像などを商品などに付けた場合（例：キャラクター商品）ですよ。



そのとおりです。よくご存じですね。本件は、著名なロック歌手である原告Gさんが、自らを思わせるような人物画像が液晶画面に表示されるパチンコ機の製造および販売を行った被告H社らに対して、自らのパブリシティ権を侵害したとして謝罪広告の掲載および被告パチンコ機の使用の差し止めを求めた事案です。



先生、被告画像は白いスーツに赤いタオルを肩にかけた男性がスタンドマイクを傾けてポーズをとっている様子を描いたものですが、その顔は特定の人物を思わせる特徴を備えているとはいえません。

それから、被告画像がパチンコ機の液晶画面に表示される確率は1日にわずか2回で、しかも1回につき0.3秒しか表示されません。また、被告画像の大きさがパチンコ機の本体面積に占める割合もたったの0.3%です。

YAZAWAファンの私でさえ、ハッキリ永ちゃんだとは分からないですよ。



法雄さんのおっしゃるとおりですね。

本判決も、被告画像をもってGさんを識別することはできず、被告パチンコ機はGさんの肖像などが有する顧客吸引力を利用する目的で被告画像を用いるものではないとして、Gさんの請求をいずれも棄却しています。



でも先生、被告画像の白いスーツに赤いタオル、しかもスタンドマイクを傾けて持つポーズといった点は、Gさんの特徴を表しているといえなくもないと思いますけど……。



う〜ん、「ピンク・レディー事件」を踏まえると、パブリシティ権の侵害となるもっぱら肖像などが有する顧客吸引力の利用を目的とする場合とは、ある人物を漠然とイメージさせる抽象的なかたちで肖像などが利用されているのではなく、ある人物を特定できる具体的なかたちで利用されている必要があるということでしょう。

10. 第3類型の侵害否定事例



それでは、第3類型でパブリシティ権の侵害を否定した東京地方裁判所の昭和55年11月10日の判決「スティーブ・マックイーン事件」を紹介しましょう。



スティーブ・マックイーン！ いやあ、懐かしい。「荒野の七人」（中略）、「栄光のル・マン」彼の出演作はいくらでも出てきますよ。

 法雄さん、映画好きなんですね。ハイ、それじゃ本題。

本件は、著名な俳優である原告Iさんが、「ル・マン」の中でIさんの登場する場面を抜き出して映画のタイアップ広告を行うことを企画した本件映画の日本における配給権を取得した被告J社、抜き出した場面を自社のラジオの広告に用いた被告K社、および自社の乳酸菌飲料の広告に用いた被告L社に対して、それぞれ損害賠償請求を行った事件です。

 アッ、本件は、以前先生に紹介していただいたパブリシティ権のリーディング・ケース「マーク・レスター事件」にそっくりです！

そうすると、本件は、許諾していない広告について、俳優の肖像などを使用した事件なので、肖像などを商品などの広告として使用する場合の第3類型に該当するはずですよ。

 ピンポン、大正解っ！ といいたいところですが……。

本判決は、本件のタイアップ広告が、各商品を広告する部分と映画を広告する部分が併存する形態の広告であって、本件映画の世界的な配給権を持つ会社とJ社の間で締結された契約に違反するものではなく、また本件のようなタイアップ広告は従来行われてきたものであるから、被告会社らには過失がないとして、Iさんの損害賠償請求を認めませんでした。

 う～ん、本件はパブリシティ権^{れいめいき}の黎明期の判決とはいえ、無断で広告に使われたスティーブが何だかちょっとかわいそうですなあ。

 確かに、パブリシティ権が最高裁判所の判決によって確立された今では、もし映画配給会社との間でタイアップ広告を認める契約を締結したとしても、映画に出演した俳優本人に無断でタイアップ広告を行うことは、**知明さん**のいうとおり、第3類型に該当するものとしてパブリシティ権の侵害に該当するでしょう。

11. パブリシティ権の展開

 さて、3号にわたって主に判例におけるパブリシティ権の成り立ちについてレッスンしてきました。まず、法雄さん。今回のレッスンはいかがでしたか？

 そうですなあ、確かに「ピンク・レディー事件」によって最高裁判所の判決としてはパブリシティ権が確立され、またその侵害とされる類型も示されたところです。

でも、下級審の判決を通してパブリシティ権の成り立ちもみることによって、有名人の肖像などを商業的に利用する際、具体的にどんな場合にこの権利が問題となるのかということがかなりハッキリとしてきましたよ。

ところで先生、「ピンク・レディー事件」以降は判例がないのですか？

 ンでもない！ いずれも東京地方裁判所の平成25年4月26日の判決「エンジョイ・マックス事件」および「嵐事件」は、芸能人のプライベートやコンサートの様子などを撮影した写真を無断で掲載した雑誌を発行する行為はパブリシティ権を侵害すると述べています。

さて、知明さんは今回のレッスン、いかがでしたか？

 パブリシティ権の侵害となる具体的なケースは分かってきたんですが、例えば、パブリシティ権って売買とかはできるんですか？

 じゃえじゃえっ！？ 知明さん、スルドい指摘ですね。次回の「レクイエム」では、侵害以外の問題について取り上げてみましょう。

 最後に質問で～す。そろそろ先生の写真も顧客吸引力を獲得してきたんじゃないですか？

 ンでもない！ でも、白いスーツに赤いタオルを肩にかければ違うかもしれません。あっ、スタンドマイクも傾けないとね。

中川 浄宗 (Kiyomune Nakagawa)

中川特許事務所 所長 / 弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を開設。知的財産の実務に携わりながら、専修大学、神奈川大学の講師も務める。ベートーヴェン、ブラームス、メンデルスゾーンの各作品が三大ヴァイオリン協奏曲とされるが、チャイコフスキーも煌びやかでよい。

〒231-0006 神奈川県横浜市南区南仲通3-35 横浜エクセレントⅢ TEL.045-651-0236
URL : <http://www.ipagent.jp/index.html>
E-mail : customer@ipagent.jp